

野生イノシシの監視体制強化について

平成31年2月7日
鳥獣対策・ジビエ振興室

野生イノシシの抗体検査

- ・農政部…死亡個体の抗体検査については、H30.9.14以降、国から47都道府県に対する実施指示に基づき実施中。

実施区域	県内全域
実施体制	通報のあった市町村 → 管轄する家畜保健衛生所

- ・林務部…豚コレラの県内発生を受け、県内に監視強化区域を新たに設定し、死亡野生イノシシ個体の監視体制を強化、家畜防疫対策における抗体検査のより一層の実効性を担保する。

監視強化区域	県内発生地域及び岐阜県、愛知県と隣接する地域 上伊那地域、松本地域、木曾地域、南信州地域
協力要請先	<ul style="list-style-type: none"> ・広域鳥獣保護管理員 4名(全10名中) ・鳥獣保護管理員 55名(全116名中) ・長野県猟友会 県下4支部、1,961名 (全14支部、4,197名中) ・中部森林管理局 県内2署(全5署中)
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局林務課で協力要請先からの情報を集約 ・寄せられた情報は当該家畜保健衛生所に連絡
強化期間	<ul style="list-style-type: none"> ・木曾、南信州地域 当面の間継続 ・上伊那、松本地域 防疫措置完了後28日間 (豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針)

【参考】他県における検査実施状況

- H30.9.14 岐阜県において捕獲・抗体検査実施
- H30.12.6 愛知県において捕獲・抗体検査実施

30 園畜第 723 号
平成 30 年(2018 年) 9 月 19 日

林 務 部 長 様

農 政 部 長

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施について(依頼)

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありました。これを受け、農政部では別紙のとおり採材することとし、別添写しのとおり家畜保健衛生所へ通知しました。

つきましては、県猟友会に対し、死亡した野生のいのしし(以下「死亡いのしし」という。)を発見した場合の対応について協力を依頼する等、死亡いのししの発見について御協力をお願いします。

担 当	園芸畜産課家畜生産・衛生係 丸山秀樹(課長) 神田章(企画幹) 唐澤哲哉(担当係長)
電 話	026-235-7232 (直)
ファクシミリ	026-235-7481
電子メール	enchiku@pref.nagano.lg.jp

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査における採材について

長野県農政部園芸畜産課

- 1 検査対象：死亡した野生のいのしし（以下、「死亡いのしし」という。）
ただし、死亡いのししが以下のような場合は採材しない。
 - ・ 死亡から2日以上経過している
 - ・ 腐敗やミイラ化している
 - ・ 鳥獣による食害や交通事故等で著しく損傷している 等
- 2 死亡いのししを発見した場合、発見者は発見場所を管轄する家畜保健衛生所へ連絡する。連絡を受けた家畜保健衛生所は、発見場所及び発見個体の状態から採材の可否について検討し、園芸畜産課に連絡する。

家畜保健衛生所	管轄地域		電話番号
佐久	佐久・上小		0267-62-4123
伊那	上伊那・諏訪		0265-72-2782
飯田	下伊那		0265-53-0440
松本	大北・松本・木曾		0263-47-3223
長野	長野・北信		026-226-0923

※土日祝日も対応

- 3 家畜保健衛生所は死亡いのししの発見場所まで、発見者の同行を依頼し、それが不可能な場合は採材を実施しない。また、発見場所が車を駐車できる場所から徒歩で10分以上ある場合や身の危険を伴うような崖等がある場合は、採材を実施しない。
- 4 採材は、防護服を2重に着用して実施する。また、長靴等はブーツカバーを着用する。使用した防護服や手袋、ブーツカバー等は感染性廃棄物として処分する。
- 5 基本的に、採血と扁桃の採材を行う。しかし、採血ができない場合は扁桃の採材だけとする。
腹腔内臓器の採材については、腸管等を傷つけて細菌やウイルス等の汚染を拡大させる危険性があるため、実施しない。
- 6 採材後は、消石灰等を散布し、死体の消毒等の感染拡大防止対策を実施する。
- 7 採材した材料は、採材者が松本家畜保健衛生所へ搬入する。なお、搬入については、鳥インフルエンザの検体搬入方法と同様の対応とする。

- 8 検体を搬入された松本家畜保健衛生所は、血液については ELISA 検査、扁桃については PCR 検査を実施する。
- 9 採材した家畜保健衛生所は、死体発見場所を記録し、死亡いのししを中心とした半径 10km 圏内の全ての豚（いのししを含む。以下同じ。）飼養農場の所在地を把握し、園芸畜産課へ報告する。
- 10 死亡いのししの検査で豚コレラを否定できない場合は、平成 30 年 9 月 14 日付け 30 消安第 3127 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知のとおり、対応を実施する。
- 11 家畜保健衛生所は検査終了時に、別紙報告様式に必要事項を記入の上、園芸畜産課へ報告する。